数学な旋山青頬に*プロ	提出書類
<ul> <li>●平成30年1月1日現在の住所が下野市以外の方</li> <li>【例】</li> <li>・H30.1.2以降に下野市に転入した方</li> <li>・単身赴任等の方</li> </ul>	以下書類のいずれか1点  A: 給与所得(会社員・公務員等)の方 「平成30年度 市県民税特別徴収税額決定通知書」の写し (6月頃勤務先から配布されています)  B: 個人で事業(自営業等)を営んでいる方 「平成30年度 市県民税納税通知書」の写し 住所氏名が記載された部分と課税計算明細表部分の写しが必要です。 (6月頃市区町村から送付されています)  C: 上記A、Bのどちらも提出できない方 「平成30年度 住民税決定証明書」等 収入金額・世帯の扶養人数・所得控除額・市民税所得割額・(該当する場合)住宅借入金等特別税控除額等が記載されている証明書  ※ 平成30年1月1日現在の住所地の市区町村税務課等からお取り寄せください。(証明書の名称は市町村によって異なります)
●平成30年1月1日現在 の住所が国外の方及び、 平成29年中の国内外両 方の収入について日本で の申告をされていない方 ・父または母が海外勤 務、他の世帯員が下野 市在住も含みます	<ul> <li>以下書類のいずれか1点 (コピー可)</li> <li>D: 平成29年1月~12月までの国外・国内での収入がわかる書類 (例:会社発行の給与支払証明書、給与明細等)</li> <li>E: 国外で無収入の場合は無収入を証明する書類</li> <li>※ 外国語で記載されている証明書類については、和訳文を添付してください。</li> </ul>
●所得申告をしていない方	所得の申告をしていない方のいる世帯は保育料の算定ができませんので、速やかに平成30年1月1日現在の市区町村税務課等で申告をし、「平成30年度 住民税決定証明書」等、上表のA~Cのいずれかを提出してください。

- ※ 配偶者控除を受けていない場合は、父と母両方の税証明 (表の $A\sim C$  のいずれか1点) が必要です。
- ※ 以前は収入が無い場合、税務課で電話での申告受付を行っていましたが、申告書にマイナンバーの 記載が必要となったため、電話での受付ができなくなりました。申告は郵送または税務課窓口での 受付となります。ご注意ください。

